

蒸気ボイラー専用契約 (選 択 約 款)

(2019年10月1日実施)

大多喜ガス株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 延滞利息	2
9. 年間負荷率未達精算額	3
10. 名義の変更	3
11. 契約の変更又は解約	3
12. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額	4
13. 本支管工事費の精算	4
14. 緊急調整時の措置	4
付 則	5
(別表) 適用する料金表	

1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この約款に記載のない事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約使用可能量」とは、ガス蒸気ボイラー機器の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。（例、2月分使用量の場合、1月検針日の翌日から2月検針日までの使用予定量）
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。（小数点以下切り上げ）
- (5) 「最大需要期」とは、1月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの3か月間をいいます。
- (6) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (7) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切り捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要月の契約使用量}} \times 100$$

- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) ガスを熱源とする蒸気ボイラーを使用し、その蒸気ボイラーのガスの使用量を計量する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (3) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。
- (4) 契約年間使用量が、198,000立方メートル以下であること。
- (5) ガス使用実績があるお客様は、直前12か月の実績使用量の合計が、198,000

立方メートル以下であること。

- (6) 当社が(1)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
- ① 契約使用可能量
 - ② 契約月別使用量
 - ③ 契約年間使用量
 - ④ 契約月平均使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間継続するものとし、以後これにならうものといたします。お客さまは、次の契約期間における契約内容を変更しよう并希望する場合には、原則として、契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出ていただきます。
- (4) 当社は、お客さまが当社とその他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、又は延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 料金は、一般ガス供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。
- ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目一般ガス供給約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により需給契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(1)の従量料金に準じて算定いたします。
- (4) 料金及び延滞利息の支払方法は、口座振替又は払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に規定する供給停止の解除のためにお支払いいただく料金又は延滞利息は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日

の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日目までに支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率{（年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期における最も多い月の実績使用量）×100をいいます。（小数点以下切り捨て）}が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度として、年間負荷率未達精算額（消費税等相当額を含みます。）とし、原則として、未達が発生した翌月にお客さまにお支払いいただきます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{負荷率75\%} \\ \text{に相当する年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{c} \text{単位料金} \\ \text{相当単価} \\ \times 3 \end{array} \right]$$

この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額と、この未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款を適用して算定される料金総額を超えない範囲で算定するものといたします。

（備考）

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期において最も多い月の実績使用量に0.75を乗じ、その量を1.2倍した量といたします。（小数点以下切り捨て）

10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更又は解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

(2) 当社又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。

(3) 新たにガスの使用を開始したお客さまが、他の選択約款（業務用契約に限ります。）への変更を申し込みされた場合（使用を開始した日の直後の定例検針を行う日を含む月の翌月を起算月として14か月目の月の定例検針を行う日までの期間に限ります。）は、契約期間中であっても双方協議してこの契約を解約することができるものといた

します。

1 2. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において生じた契約の解約が、1 1 (1)の規定によるもの、又は1 1 (2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次のとおり契約中途解約精算額（消費税等相当額を含みます。）をお客さまにお支払いいただきます。なお、精算額計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額をお支払いいただきます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right)$$

(2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約使用可能量をそれまでの契約量から変更する場合には、契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額をお支払いいただきます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left\{ \left(\begin{array}{l} \text{前契約の} \\ \text{1か月あたりの} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の} \\ \text{1か月あたりの} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right)$$

1 3. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額お客さまにお支払いいただきます。

1 4. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の年間負荷率未達精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

$$(2) \quad \text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約使用可能量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで選択約款の蒸気ボイラー専用契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、2019年10月1日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

適 用 す る 料 金 表

— 外 房 地 区 —

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 12A地区料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月につき	3, 300. 00円
---------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 100. 00円
-------------	-------------

(3) 単位料金

1 立方メートルにつき	56. 30円
-------------	---------

(別 表)

適 用 す る 料 金 表

— 内 房 地 区 —

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 12A地区料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月につき	3, 300. 00円
---------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 100. 00円
-------------	-------------

(3) 単位料金

1 立方メートルにつき	56. 36円
-------------	---------